

文教大学越谷キャンパス体育会規約

第1章 総則

(目的)

第1条 本会は文教大学越谷校舎における体育活動の向上に努めるとともに、体育を通じて全学友の親睦をはかり、心身を練磨し、会員相互の連帯をはかることを目的とする。

(名称)

第2条 本会は文教大学越谷キャンパス体育会と称する。

(所在)

第3条 本会本部（以下本部）は、埼玉県越谷市南荻島 3337 番地、文教大学越谷校舎内に置く。

(会員の資格)

第4条 本会会員は、第1条の目的に賛同し、各部・同好会に所属するものとする。

(事業)

第5条 本会は次のとおり事業を行う。

- (1) 越谷キャンパスの全学友へのスポーツの普及に関する事業
- (2) 学内運動競技会の開催
- (3) 優秀なる成績を修めた部・同好会および会員の表彰に関する事項
- (4) 機関誌の発行
- (5) その他の目的達成に必要な事業

第2章 組織

第1節 機関

(機関)

第6条 本会は会運営のため次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 主将会議
- (3) 本部
- (4) 部・同好会
- (5) 委員会

第2節 総会

(権限)

第7条 総会は本会の最高議決機関とする。

(構成)

第8条 総会は次のように構成される。但し、総会の議運団は、本会会員の中から本会長（以下、会長）がその都度任命し、会員の承認を得る。

- (1) 会長、副会長
 - (2) 議運団（議長、副議長、書記）
 - (3) (1)、(2)を除く会員
- (招集)

第9条 総会は次の場合、会長が招集することができる。但し、会長に事故ある場合には、会長を代行して副会長がこれにあたる。

- (1) 春と秋の年2回の定例総会
- (2) 臨時総会
- (イ) 全会員の1/3以上の要求があった場合
- (ロ) 全主将の2/3以上の要求があった場合
- (ハ) 会長が必要と認めた場合

但し、(イ) (ロ) の場合は10日以内に招集する。

(成立)

第10条 総会は全会員の2/3以上の出席を持って成立し、委任状による出席を含むことができる。但し、総会開会時に全会員の過半数が参加していなければならない。

- (1) 定足数に満たない場合には後日総会をもつ。

(協議事項)

第11条 総会は次の事項について協議する。

- (1) 予算、決算の承認
- (2) 体育会年間計画案および活動報告の承認
- (3) 役員の承認（本部及び本部役員）
- (4) 本部役員の解任
- (5) 部、同好会の昇格、格下げ、除名等の処分および加盟の承認
- (6) 規約の改正についての承認
- (7) 主将会議の決議事項中、特に必要と認められたもの
- (8) その他重要事項

(議決)

第12条 総会の議決は出席者の2/3以上の賛同による。但し、三役は除く。

第3節 主将会議

(主将会議)

第13条 主将会議は総会に次ぐ、第2の議決機関とする。

(構成)

第14条 主将会議は次のように構成される。但し、主将会議の議運団は本部役員の中から、会長が任命し、主将の承認を得る。

- (1) 各部、各同好会の主将1名
- (2) 会長

(3) 副会長

(4) 議運団（議長、副議長、書記）

（招集）

第15条 主将会議は会長が次の場合、招集することができる。但し、会長に事故ある場合には会長を代行して副会長が招集することができる。

(1) 月1回の定例主将会議

(2) 臨時主将会議

①全主将の1／3以上の要求があった場合

②会長が必要と認めた場合

但し、①の場合は3日以内に招集する。

（成立）

第16条 主将会議は全主将の2／3以上の出席および会長、副会長の出席を以て成立する。定足数に満たない場合には後日主将会議をもつ。

（審議）

第17条 主将会議は第5条に定められた事業の実施計画について審議する。

（議決）

第18条 主将会議の議決は、出席者の過半数の賛同による。特に重要事項の動機があった場合のみ2／3以上の賛同を必要とする。但し、三役は除く。

第4節 本部

（権限）

第19条 本部は、本会の唯一の最高執行機関とする。

（構成）

第20条 本部には次の幹部をおく。

(1) 会長 1名

(2) 副会長兼企画OB局長 1名

(3) 書記兼監査局長 1名

(4) 渉内兼渉外局長 1名

(5) 財務局長 1名

(6) 広報局長 1名

(7) 各行事の実行委員長 1名ずつ

2 前項の幹部以外の本部役員は、各局及び（または）実行委員会に所属するものとする。

（任務）

第21条 各機関は次の任務を行う。

(1) 会長は、本会および本部の代表とし、最高責任者として運営執行を統轄する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある場合にはこれを代行する。

(3) 書記局は、議事録、会員名簿の作成および保管その他事務等に関する任務にあたる。

- (4) 渉内局は、体育施設等の使用および学内の交渉等の任務にあたる。
- (5) 渉外局は、学外の交渉等の任務にあたる。
- (6) 財務局は、本会運営に関する会計等の任務にあたる。
- (7) 企画OB局は、活動の発案、年間活動予定の作成、OBとの連絡等の任務にあたる。
- (8) 広報局は、機関誌の発行および本会運営に関する報道等の任務にあたる。
- (9) 監査局は、部、同好会、本部内の各機関の活動等を監査し、助言等の任務にあたる。
- (10) 各行事の担当者は、各行事の責任者として第5条に沿って運営する。

(任期)

第22条 役員の任期は秋期総会から翌年度秋期総会までの1年間とする。欠員が生じた場合補充された役員の任期は、前任の残任期間とする。

(招集)

第23条 本部は、本会の運営執行の円滑化を図るため、会長の招集により月1回の定例本部会議及び臨時本部会議をもつこととする。

第5節 部・同好会

(部、同好会)

第24条 部、同好会は第3条の目的に沿って活動を行う。

第25条 部、同好会は主将・会計・本部役員の三職の会員を含み、かつ当該競技を行うにあたり必要な人数をもって構成する。

第26条 部は、同好会以上の実績を有する。

第27条 部、同好会は次の役職を置かなければならない。

- (1) 顧問
- (2) 主将
- (3) 会計
- (4) 本部役員

但し、顧問は部、同好会の最高責任者として本学の専任教員がその任務にあたらなければならない。

第28条 部、同好会は次の書類を作成し、本部の指定した日時までに提出しなければならない。

- (1) 部、同好会の会員名簿
- (2) 活動計画および結果報告書
- (3) 活動許可願
- (4) その他、本部が必要と認めた書類

第6節 委員会

(設置)

第29条 本部は第5条に定められた事業の運営を円滑に行うために、必要に応じて委員会を置くことができる。

(任務)

第30条 各種委員会の委員長は、会長を除く本部役員が任務にあたり、会長がこれを任命する。

第31条 各種委員会は、本部と密接な連絡をとりながら活動の企画実行を担当し、そのために必要な会議は会長が招集する。但し、委員長は会長の承認を得てそれを代行することができる。

第3章 加盟

第32条 本会に加盟する団体は、名称、目的、責任者名、人数、顧問名を明記した同好会加盟申請書（所定用紙）と学友会の運営するサークル会での1年間の監査記録を会長に提出しなければならない。

2 本会に加盟する団体は、団体の継続について大学へ届出をしていなければならない。

(監査)

第33条 会長は加盟申請書を受理した場合、1週間以内に全会員に告示する。監査局は加盟申請書を受理した後、監査結果を主将会議に提出しなければならない。加盟は主将会議において2／3以上の賛同を得た後、総会での承認をもって決定する。

(誓約書の提出)

第34条 加盟決定後、その団体は誓約書を会長に提出しなければならない。また、会長は団体の加盟決定を学友会総務部へ報告しなければならない。

(部昇格申請)

第35条 同好会が部への昇格を希望し、申請する際には部昇格申請書（所定用紙）を会長に提出しなければならない。但し、同好会加盟後2年間は、部昇格申請は認められない。

2 部への昇格を希望する団体は、団体の継続について大学へ届出をしていなければならない。

(昇格監査)

第36条 会長は昇格申請書を受理した場合、1週間以内に全会員に告示する。監査局は昇格申請書を受理した後、監査結果を主将会議に提出しなければならない。昇格は主将会議において2／3以上の賛同を得た後、総会での承認をもって決定する。

(処分)

第37条 本会の加盟団体で規約に反する行為、総合秩序を乱す行為があった場合、または、活動不振の時は、監査局の発議により、主将会議にはかり2／3以上の賛同をもって、以下の処分を決定し、総会で承認を得る。

- (1) 予算停止
- (2) 活動停止
- (3) 格下げ
- (4) 除名

(5) その他処分

(脱退)

第38条 本会より脱退しようとする団体は、脱退届を会長に提出し、総会において、理由を説明した後脱退とされる。

2 会長は団体の脱退について学友会総務部へ報告しなければならない。

第4章 財務

(経費)

第39条 本会の経費は、文教大学学友会より体育会に対する割当金、その他の収入をもってこれに当てる。

(出金・送金)

第40条 財務局は本会の資金を出金、送金等する際はその旨を会長に伝え、また監査局立会いのもとで実行する。

(会計年度)

第41条 本会の会計年度は毎年4月1日～翌年3月31日までとする。

(予算案)

第42条 部、同好会は、予算案を本部に提出しなければならない。本部の予算案は本部で作成する。

第43条 本部に提出された部・同好会の予算案は、予算会議にて審議・決定され、その後、体育会総会にて承認を得る。本部の予算案は予算会議にて審議・決定され、その後、体育会総会、学友会総会で承認を得る。

(予算会議)

第44条 予算会議は、本会の活動を維持していくための予算を決定するものである。

(予算会議の議運団)

第45条 予算会議は、次のように構成される。但し、予算会議の議運団は本部役員の中から会長が任命し、主将の承認を得る。

(1) 各部 主将・会計 各1名

(2) 各同好会 主将・会計 各1名

(3) 会長

(4) 財務局

(5) 監査局

(6) 議運団(議長、副議長、書記)

(招集)

第46条 予算会議は、年々予算決定時期に必要な応じて会長が招集する。

(予算審議)

第47条 予算会議は次の事項について審議する。

(1) 各部・同好会の予算

(2) 本部の予算

(決定)

第48条 予算は、予算会議の全ての出席者によって審議され、各部、同好会の主将および会長の2/3以上の賛同をもって決定される。

(決算)

第49条 部、同好会は決算書を本部に提出し、学友会会計監査による会計監査を受け、体育会総会にて、承認を得る。本部の決算書は、学友会会計監査による会計監査を受け、体育会総会、学友会総会にて、承認を得る。

(加盟・昇格団体への予算分配)

第50条 本会の新規同好会・新規部は加盟・昇格年度の翌年度から予算を受けることができる。

第5章 選挙

(選出)

第51条 本部役員は、本会会員の中から選出する。

(選挙)

第52条 会長、副会長、各機関の長は1年間本部役員を経た者の中から立候補し、選挙細則にしたがい選挙を行い決定される。また、会長、副会長は主将会議での承認を必要とする。

第53条 会長、副会長、各機関の長以外の本部役員は、各部、同好会から1名以上選出される。

第54条 選出された幹部、本部役員は総会で承認を必要とする。但し、幹部は承認を得た場合、不信任決議がない限り1年間職務を全うしなければならない。

第55条 会長、副会長、各機関の長は、次の場合解任される。

(1) 全主将の2/3以上の不信任決議があった場合

(2) 総会において2/3以上の不信任決議があった場合

(3) 会長、副会長、各機関の長が主将会議に対して辞任願いを提出し、受理された場合
但し、新会長および新副会長が選出されるまでの期間は、現会長および現副会長がその責任において任務にあたる。

第6章 規約改正

(規約改正)

第56条 本会規約の改正は、主将会議または本部の2/3以上の賛同を得て発議し、主将会議の2/3以上の賛同をもって決定され、総会で承認を得る。

第7章 その他

(規約の解釈)

第57条 本会規約の解釈に関し、疑義の生じた場合その解釈の決定は、慣例、その他により本部で行う。

(特別条例)

第58条 規約で対処できない特別な状況に際し、本会の運営をより円滑にするために、特別条例を作成することができる。

(1) 特別条例は、会長が発議し、主将会議にはかり、2／3以上の賛同をもって決議され、総会で承認を得る。

(2) 特別条例は、その年度の本部の責任により施行され、通常、有効期限は、任期末日までとする。但し、期限については、条件付きで例外を認める。

(運営規程)

第59条 本会加盟団体・委員会および本会の運営をより円滑にするために構成される組織は、各々、運営規程として会則・規約を有することを認める。但し、その内容は本会規約の範囲を越えることなく、準ずるものでなければならない。

(1) 各団体・委員会および組織の会則・規約は、各責任者が発議し、主将会議にはかり、2／3以上の賛同をもって決議され、その範疇にある構成員の承認を得る。

(2) 各団体・委員会および組織の会則・規約の履行に関する全責任は、各団体に委ねられる。

附則

本規約は、昭和61年6月14日より改正施行する。

本規約は、平成11年11月26日より改正施行する。

本規約は、平成15年6月6日より改正施行する。

本規約は、令和2年4月1日より改正施行する。

本規約は、令和3年7月21日より改正施行する。

本規約は、2022年7月12日より改正施行する。

本規約は、2023年12月20日より改正施行する。

本規約は、2024年6月26日より改正施行する。

越谷キャンパス体育会会長・副会長の選挙に関する細則

(選挙)

第1条 選挙は本部役員によって行われる。

(選挙管理委員会)

第2条 選挙に際して選挙管理委員会を設ける。

(構成)

第3条 選挙管理委員会は、会員より募り、会長が任命した委員長1名、委員2名で構成される。但し、有権者、立候補者およびその責任者は除く。

(告示)

第4条 選挙管理委員会は選挙の告示をし、その日より2週間以内に行う。

(届出)

第5条 立候補者届出期間は1週間とする。

(公示)

第6条 選挙管理委員会は、立候補締切日および開票の後、立候補者名および当選者名を公示しなければならない。

(立候補の手続き)

第7条 立候補者は、指定の締切日までに、選挙管理委員会に届出、所定の手続きをしなければならない。

2 立候補者は、手続きの際、責任者1名をつけなければならない。

(選挙運動)

第8条 選挙運動は原則として、立合演説会のみに限られる。

(有権者)

第9条 選出の有権者は、本会の会員である。

(投票)

第10条 投票は、選挙管理委員会交付投票用紙にて、無記名で行う。

2 一人一票の投票権を持つ。複数の団体に所属する会員は、複数の投票権を所持することができない。

(信任)

第11条 選挙は有権者数の2/3以上の投票をもって成立し、有効投票数の2/3の信任票をもって信任とする。

2 候補者が複数の場合、最も得票数の多かった者を候補者として決定する。

(開票)

第12条 開票は、即日選挙管理委員過半数出席のもとに行う。

(当選の取り消し)

第13条 開票後に不正の発覚した場合は、当選を取り消すことができる。但し、選挙管理

委員会での承認を要する。

(選挙結果)

第 14 条 選挙の結果、欠員の生じた場合、10 日以内に補充選挙を行う。

(改廃)

第 15 条 本細則の改廃は、体育会総会の議を経て行う。

附則

本細則は、令和 2 年 4 月 1 日より改正施行する。

越谷キャンパス体育会部室使用内規

本内規は、本会加盟団体に貸与される部室の使用のみを規定するものである。

（部室管理）

第1条 本会加盟団体の使用する部室の管理は、本部が行う。

（部室使用）

第2条 本会加盟団体の部室の使用については、本学当局の定める越谷校舎学生団体部室使用規則に従う。但し、各団体の定める運営規程による規制は認めるものである。

第3条 本会加盟団体の部室の使用は、活動の円滑化・合理化を旨とし、単に用具・備品置場であることを禁止する。

（部室貸与）

第4条 本会加盟団体の部室貸与は、部室新規または継続貸与申請書（所定用紙）による本部と各団体の契約において成立し、期間は1ヵ年とする。また、その期間の使用責任は各団体に委嘱される。

第5条 本会加盟団体への貸与部室を無断で他団体に、または他団体から貸借した場合、貸与契約を中途解除する。

第6条 本会加盟団体の部室貸与の基準は、次の結果によるものとする。

- （1）（監査局による）通常活動監査
- （2）（三役による）部室活用および使用監査

第7条 本会加盟団体の部室貸与の審査は次のように定める。

- （1）部室新規または継続貸与申請を受け、監査会議の結果により、入れ替え・返還または新規貸与を行う。
- （2）本会規定第38条、または本内規第5条該当団体は直ちに貸与部室を返還しなければならない。

第8条 本会加盟団体の部室貸与は、原則として、一団体一部室とし、会長の名の下に執り行う。

附則

本内規は、令和2年4月1日より改正施行する。

越谷キャンパス体育会団体統合内規

本会に所属する団体が必要とみなすとき、団体同士の統合を認める。但し、以下の内容に準ずるものとし決定される。

(統合の対象)

第1条 統合が認められる団体の対象は、男女で区別されている同じ競技種目の団体であるものとする。

(分割の禁止)

第2条 1つの団体が2つの団体へと分割することは認めない。

(分割の手続き)

第3条 統合するための手続きとして、以下のように従って行う。

(1) 統合を希望する団体は団体名、統合希望理由、責任者名・顧問名および捺印が明記した団体統合請願書を会長に提出しなければならない。

(2) 会長が請願書を受理した後、監査局で検討を行い、監査結果を主将会議へ提出するものとする。

(3) 本内規は主将会議において2／3以上の賛同を得て発議し、全主将の2／3以上の賛同を得て決定した後、総会での承認をもって決定する。

(4) 統合を認められた団体が活動を開始する日は新年度である4月1日からとする。

(本部役員選出)

第4条 統合された団体の本部役員に関しては、統合する以前の団体の本部役員のどちらか1名を留任とし、もう一方の本部役員は解任とする。但しこれが適用されるのは統合される団体に限る。

(予算配分)

第5条 次年度配分される予算に関しては両団体の監査ランクを均し、決定する。但し、どちらもランクが同じ場合はそれに準ずるものとする。

(部室返還)

第6条 統合する団体はどちらかの団体の部室を本部に返還しなければならない。

附則

本内規は、令和2年4月1日より改正施行する。